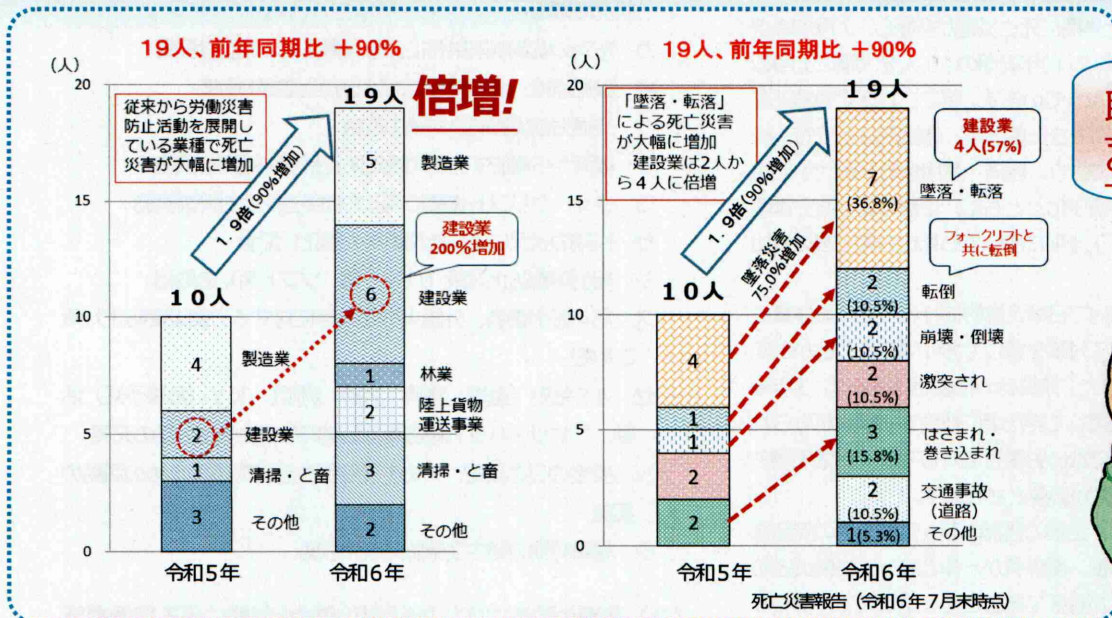
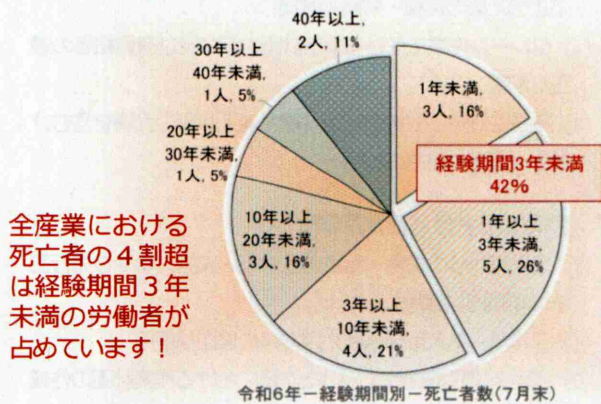


兵庫県内の職場で 死亡労働災害が大幅に増加しています！



『兵庫死亡労働災害根絶運動』を実施！

実施期間 令和6年8月27日(火)～令和7年1月31日(金)



死亡災害の多くは、職場内で日頃定期的に行われている作業において発生しております。事前に対策を講じておけば防ぐことが出来た災害も多くみられます。

また、被災者の経験期間別では、3年未満が4割超を占め、作業に慣れてきた頃に被災する傾向がみられるため、作業の経験が十分でない労働者に対しては、作業手順の遵守や効果的な安全衛生教育が必要とされます。

労働災害を防止するには、企業の経営のトップが職場の安全衛生に関して強く関与し、労使、関係者が一体となって労働災害防止活動を徹底していくことが重要です。

更なる死亡者を出すことがないよう、令和6年8月27日から令和7年1月31日を期間とする「兵庫死亡労働災害根絶運動」を県下全域に展開することとし、働く人の誰もが安心して健康に働くことが出来る職場の実現に向けて取り組むこととします。

労働災害のない職場づくりに向けた要請

県内における労働災害による死亡者数は、関係各位のご尽力により、増減を繰り返しながらも長期的には着実に減少しており、前年は、過去最少の25人となりました。しかしながら、本年は、上半期に死亡災害が多発し、7月末時点において、全産業における死亡者数は、前年同期の10人を大幅に上回る19人(1.9倍・90%増)となり、近年にない傾向で発生しております。

特にこれまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業などでも、前年を上回るペースで増加しており、経済・雇用情勢が徐々に回復するなか、人手不足が顕在化し、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」が懸念されます。

また、死亡災害の多くは、職場内で日頃定期的に行われている作業において発生しており、事前に対策を講じておけば防ぐことが出来た事例も多くみられます。

さらに、被災者の経験期間別では、3年未満が4割超を占め、作業に慣れてきた頃に被災する傾向がみられるため、作業の経験が十分でない労働者に対して、作業手順の遵守や効果的な安全衛生教育が必要です。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、職場の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

失われた命が戻ることはありません。

- 経営トップによる安全衛生方針の表明及び経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- 作業主任者、職長等は、作業中の労働者を直接指導又は監督する者として重要な立場にあることを自覚し、適正な作業方法の決定、労働災害を防止するための職務を確実に履行すること
- 作業手順の遵守並びに再教育を含めた個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育を実施すること

令和6年8月27日

兵庫労働局長

赤松俊彦

主唱者 兵庫労働局・管下労働基準監督署

「兵庫死亡労働災害根絶運動」実施要綱

－ 死亡労働災害の根絶に向けた取組 －

1 趣旨

兵庫労働局では、労働災害の減少に向けて、兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画（令和5年度から令和9年度）に基づき、労働災害防止に取り組んでいるところです。

死亡災害については、増減を繰り返しながらも長期的には着実に減少し、令和5年に過去最少の25人となりました。

しかしながら、本年は、上半期に死亡災害が多発し、7月末時点で、全産業における死亡者数は、前年同期の10人を大幅に上回る19人（1.9倍・90%増）となっています。特にこれまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業などでも、前年を上回るペースで増加しており、経済・雇用情勢が緩やかに回復するなかで、人手不足の顕在化とともに、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」により、下半期においても死亡労働災害の増加が懸念されるところです。

死亡災害の多くは、職場内で日頃定常的に行われている作業において発生しており、事前に対策を講じておけば防ぐことが出来た災害も多くみられます。また、被災者の経験期間別では、3年未満が4割超を占め、作業に慣れてきた頃に被災する傾向がみられるため、作業の経験が十分でない労働者に対しては、作業手順の遵守や効果的な安全衛生教育が必要とされます。

労働災害を防止するには、企業の経営のトップが職場の安全衛生に関して強く関与し、労使、関係者が一体となって労働災害防止活動を徹底していくことが重要であることを踏まえて、令和6年8月27日から令和7年1月31日を期間とする「兵庫死亡労働災害根絶運動」を県下全域に展開することとし、働く人の誰もが安心して健康に働くことが出来る職場の実現に向けて取り組むこととします。

2 実施期間

令和6年8月27日（火）～ 令和7年1月31日（金）

3 主唱者

兵庫労働局、管下労働基準監督署

4 主唱者の実施事項

- (1) 労働局長による「労働災害のない職場づくりに向けた要請」の発出（局）
- (2) 労働災害防止団体、経営者団体、関係団体等に対する「兵庫死亡労働災害根絶運動実施要綱」の周知（局、署）
- (3) 労働局長による安全パトロールの実施（局）
- (4) 建設業労働災害防止協会兵庫県支部並びに各分会との合同パトロールの実施（局、署）
- (5) 監督指導及び個別指導の集中的実施（署）
- (6) 広報の実施（局、署）
- (7) 事業場の実施事項に係る指導及び支援（局、署）

5 労働災害防止団体、関係団体等の実施事項

- (1) 会員事業者へ「労働災害のない職場づくりに向けた要請」の周知及び「兵庫死亡労働災害根絶運動実施要綱」の周知
- (2) 事業場の実施事項に対する支援及び協力
- (3) 会員事業場に対する安全衛生活動の指導及び支援
- (4) 安全パトロール等の実施及び支援

6 事業者の実施事項

(1) 業種横断的に実施する事項

- ア 経営トップによる安全衛生の方針表明及び安全衛生意識の高揚
- イ 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ウ リスクアセスメントの実施と残留リスクの管理
- エ 作業手順書の作成及び作業手順の見直しの実施
- オ 経験年数に応じた安全衛生教育の実施及び作業手順の遵守状況の確認
- カ 法定の就業制限業務に係る有資格者の適正な配置
- キ 設備点検、清掃時等における安全確認の徹底
- ク 交通労働災害防止対策の取組
- ケ 車両から離脱する時の逸走防止措置の確実な実施
- コ フォークリフト作業に係る労働災害防止対策の実施
- サ 作業の状況に応じた誘導員の適正な配置
- シ 転倒災害防止対策（ハード面、ソフト面）の取組
- ス 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策の取組
- セ 4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット報告等の日常的な安全衛生活動の充実
- ソ 安全の日の設定、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施
- タ 暑熱時期の熱中症予防対策の徹底

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策に係る実施事項

ア 製造業における実施事項

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機械の修理、点検等、非正常作業時における機械の運転停止の確実な実施
- (ウ) 「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止のための点検・対策の実施
- (エ) クレーン作業における事前計画の策定及び有資格者の適正な配置
- (オ) 職長に対する教育の実施（能力向上教育の受講を含む。）並びに確実な職務の励行

イ 建設業における実施事項

- (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用
- (イ) フルハーネス型墜落制止器具の適切な使用
- (ウ) 車両系建設機械等を用いた作業における作業計画の作成
- (エ) 「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止のための点検・対策の実施
- (オ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施及び職務の確実な励行
- (カ) 作業主任者の選任及び職務の確実な励行
- (キ) 元方事業者による統括安全衛生管理の実施並びに関係請負人に対する指導の実施
- (ク) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (ケ) 輸送工事における適正な施工計画、作業計画の作成

兵庫労働局発表
令和6年8月29日

[照会先]
兵庫労働局労働基準部
安全課長 平野 逸郎
主任地方産業安全専門官 濱田 一郎
(直通電話) 078 (367) 9152

報道関係者 各位



「兵庫死亡労働災害根絶運動」を実施

～ 死亡災害の大幅な増加を受け、業界団体などに労働局長が要請 ～

兵庫労働局（局長：赤松 俊彦）では、このたび、令和6年上半期の死亡災害の大幅な増加を受け、労働災害のない職場づくりに向けた対策として、「兵庫死亡労働災害根絶運動」を実施します。

令和6年1月から7月の労働災害発生状況（速報値）は、死亡者数は対前年比 90.0%（10人⇒19人（9人増））となり、近年にない傾向で増加しています。

労働災害のない職場づくりに向けた対策の柱は、以下の2点です。

- 1 業界団体などに対する労働災害防止に向けた要請
 - (1) 「兵庫死亡労働災害根絶運動」実施要綱を策定し、以下の要請を行う。
 - ア 産業界全体に対する職場の安全衛生活動の総点検の要請
県下の経済・雇用情勢が緩やかに回復するなかで、下半期に更なる労働災害の増加が懸念されることから、産業界（約 200 団体）に対し、事業場の安全衛生活動の総点検と労使・関係者が一体となった労働災害防止活動の実施を要請。
 - イ 死亡災害が増加傾向にある業種に対する具体的な取組の要請
特に死亡災害が増加している業種（製造業、建設業）に対しては、労働災害防止のための具体的な取組事項を示し、その確実な実施を要請。
- 2 労働局、労働基準監督署による指導
労働局と労働基準監督署において、労働災害防止団体などと連携した安全パトロールを実施するほか、事業場が自ら実施した安全点検の結果などを踏まえた指導などを実施。

<労働災害発生状況のポイント（令和6年1月～7月（速報値）>

- (1) 死亡者数
 - ・ 全産業における死亡者数は 19 人で前年同期に比べ 10 人、90.0%と大幅に増加。
 - ・ 業種別で見ると、建設業（6人）、製造業（5人）で死亡災害が多発。

(2) 業種ごとの死亡災害発生状況

ア 製造業

- ・ 機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」災害、クレーンなどによる「激突され」災害、その他「墜落・転落」災害による死亡災害が発生（対前年同期比 25.0%増（4人⇒5人に増加））

イ 建設業

- ・ 足場、はしご・工作物などからの「墜落・転落」災害、法面の「崩壊・倒壊」災害などによる死亡災害が発生（同 200.0%増（2人⇒6人に増加））

(3) 増加要因

- ・ 全産業で見ると経験期間が3年未満の労働者が4割超（42.1%）を占め、作業に慣れてきた頃に発生する傾向がみられる。
- ・ 墜落防止対策の不備、危険箇所の防護措置の不備、作業方法や作業手順の不備など、基本的な安全対策が講じられていない状況で発生している傾向がみられる。

<具体的な取組>

1 業界団体などに対する労働災害防止に向けた緊急要請

(1) 産業界全体に対する企業の安全衛生活動の総点検の要請

労働災害防止団体、関係事業者団体、労働組合など（約 200 団体）に対して、以下の事項を労働局長名で要請します。（別添の要請文参照）

ア 経営トップによる安全衛生方針の表明及び経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること

イ 作業主任者、職長等は、作業中の労働者を直接指導又は監督する者として重要な立場にあることを自覚し、適正な作業方法の決定、労働災害を防止するための職務を確実に励行すること

ウ 作業手順の遵守並びに再教育を含めた個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育を実施すること

(2) 労働災害が増加傾向にある業種に対する具体的な取組の要請

特に労働災害が増加している業種（製造業、建設業）ごとに、以下の取組を確実に実施するよう要請します。

ア 製造業における実施事項

- ・ 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策、機械の修理、点検等、非常作業時における機械の運転停止の確実な実施
- ・ 事業者自身による点検や対策ならびに経験期間に応じた効果的な教育の徹底

イ 建設業における実施事項

- ・ 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用、車両系建設機械等を用いた作業における作業計画の作成等の確実な実施
- ・ 事業者自身による点検や対策ならびに元方事業者による統括安全衛生管理の実施並びに関係請負人に対する指導の実施

2 都道府県労働局、労働基準監督署による指導

都道府県労働局、労働基準監督署において、労働災害防止団体などと連携した安全パトロールを実施。

また、事業場が自ら実施した安全点検の結果などを踏まえ、集団指導、個別指導による改善指導などを実施。

「兵庫死亡労働災害根絶運動」実施要綱

— 死亡労働災害の根絶に向けた取組 —

令和6年8月27日

1 趣旨

兵庫労働局では、労働災害の減少に向けて、兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画（令和5年度から令和9年度）に基づき、労働災害防止に取り組んでいるところです。

死亡災害については、増減を繰り返しながらも長期的には着実に減少し、令和5年に過去最少の25人となりました。

しかしながら、本年は、上半期に死亡災害が多発し、7月末時点で、全産業における死亡者数は、前年同期の10人を大幅に上回る19人（1.9倍・90%増）となっています。特にこれまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業などでも、前年を上回るペースで増加しており、経済・雇用情勢が緩やかに回復するなかで、人手不足の顕在化とともに、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」により、下半期においても死亡労働災害の増加が懸念される場所です。

死亡災害の多くは、職場内で日頃定常的に行われている作業において発生しており、事前に対策を講じておけば防ぐことが出来た災害も多くみられます。また、被災者の経験期間別では、3年未満が4割超を占め、作業に慣れてきた頃に被災する傾向がみられるため、作業の経験が十分でない労働者に対しては、作業手順の遵守や効果的な安全衛生教育が必要とされます。

労働災害を防止するには、企業の経営のトップが職場の安全衛生に関して強く関与し、労使、関係者が一体となって労働災害防止活動を徹底していくことが重要であることを踏まえて、令和6年8月27日から令和7年1月31日を期間とする「兵庫死亡労働災害根絶運動」を県下全域に展開することとし、働く人の誰もが安心して健康に働くことが出来る職場の実現に向けて取り組むこととします。

2 実施期間 令和6年8月27日（火）～ 令和7年1月31日（金）

3 主唱者 兵庫労働局、管下労働基準監督署

4 主唱者の実施事項

- (1) 労働局長による「労働災害のない職場づくりに向けた要請」の発出（局）
- (2) 労働災害防止団体、経営者団体、関係団体等に対する「兵庫死亡労働災害根絶運動実施要綱」の周知（局、署）
- (3) 労働局長による安全パトロールの実施（局）
- (4) 建設業労働災害防止協会兵庫県支部並びに各分会との合同パトロールの実施（局、署）
- (5) 監督指導及び個別指導の集中的実施（署）
- (6) 広報の実施（局、署）
- (7) 事業場の実施事項に係る指導及び支援（局、署）

5 労働災害防止団体、関係団体等の実施事項

- (1) 会員事業者へ「労働災害のない職場づくりに向けた要請」の周知及び「兵庫死亡労働災害根絶運動実施要綱」の周知
- (2) 事業場の実施事項に対する支援及び協力

- (3) 会員事業場に対する安全衛生活動の指導及び支援
- (4) 安全パトロール等の実施及び支援

6 事業者の実施事項

(1) 業種横断的に実施する事項

- ア 経営トップによる安全衛生の方針表明及び安全衛生意識の高揚
- イ 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ウ リスクアセスメントの実施と残留リスクの管理
- エ 作業手順書の作成及び作業手順の見直しの実施
- オ 経験年数に応じた安全衛生教育の実施及び作業手順の遵守状況の確認
- カ 法定の就業制限業務に係る有資格者の適正な配置
- キ 設備点検、清掃時等における安全確認の徹底
- ク 交通労働災害防止対策の取組
- ケ 車両から離脱する時の逸走防止措置の確実な実施
- コ フォークリフト作業に係る労働災害防止対策の実施
- サ 作業の状況に応じた誘導員の適正な配置
- シ 転倒災害防止対策（ハード面、ソフト面）の取組
- ス 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策の取組
- セ 4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット報告等の日常的な安全衛生活動の充実
- ソ 安全の日の設定、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施
- タ 暑熱時期の熱中症予防対策の徹底

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策に係る実施事項

ア 製造業における実施事項

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機械の修理、点検等、非定常作業時における機械の運転停止の確実な実施
- (ウ) 「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止のための点検・対策の実施
- (エ) クレーン作業における事前計画の策定及び有資格者の適正な配置
- (オ) 職長に対する教育の実施（能力向上教育の受講を含む。）並びに確実な職務の励行

イ 建設業における実施事項

- (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用
- (イ) フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- (ウ) 車両系建設機械等を用いた作業における作業計画の作成
- (エ) 「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止のための点検・対策の実施
- (オ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施及び職務の確実な励行
- (カ) 作業主任者の選任及び職務の確実な励行
- (キ) 元方事業者による統括安全衛生管理の実施並びに関係請負人に対する指導の実施
- (ク) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (ケ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成

労働災害のない職場づくりに向けた要請

県内における労働災害による死亡者数は、関係各位のご尽力により、増減を繰り返しながらも長期的には着実に減少しており、前年は、過去最少の25人となりました。

しかしながら、本年は、上半期に死亡災害が多発し、7月末日の時点において、全産業における死亡者数は、前年同期の10人を大幅に上回る19人（1.9倍・90%増）となり、近年にない傾向で発生しております。

特にこれまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業などでも、前年を上回るペースで増加しており、経済・雇用情勢が緩やかに回復するなか、人手不足が顕在化し、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」が懸念されます。

また、死亡災害の多くは、職場内で日頃定常的に行われている作業において発生しており、事前に対策を講じておけば防ぐことが出来た事例も多くみられます。

さらに、被災者の経験期間別では、3年未満が4割超を占め、作業に慣れてきた頃に被災する傾向がみられるため、作業の経験が十分でない労働者に対して、作業手順の遵守や効果的な安全衛生教育が必要です。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、職場の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

失われた命が戻ることはありません。

- 1 経営トップによる安全衛生方針の表明及び経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 作業主任者、職長等は、作業中の労働者を直接指導又は監督する者として重要な立場にあることを自覚し、適正な作業方法の決定、労働災害を防止するための職務を確実に励行すること
- 3 作業手順の遵守並びに再教育を含めた個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育を実施すること

令和6年8月27日

兵庫労働局長

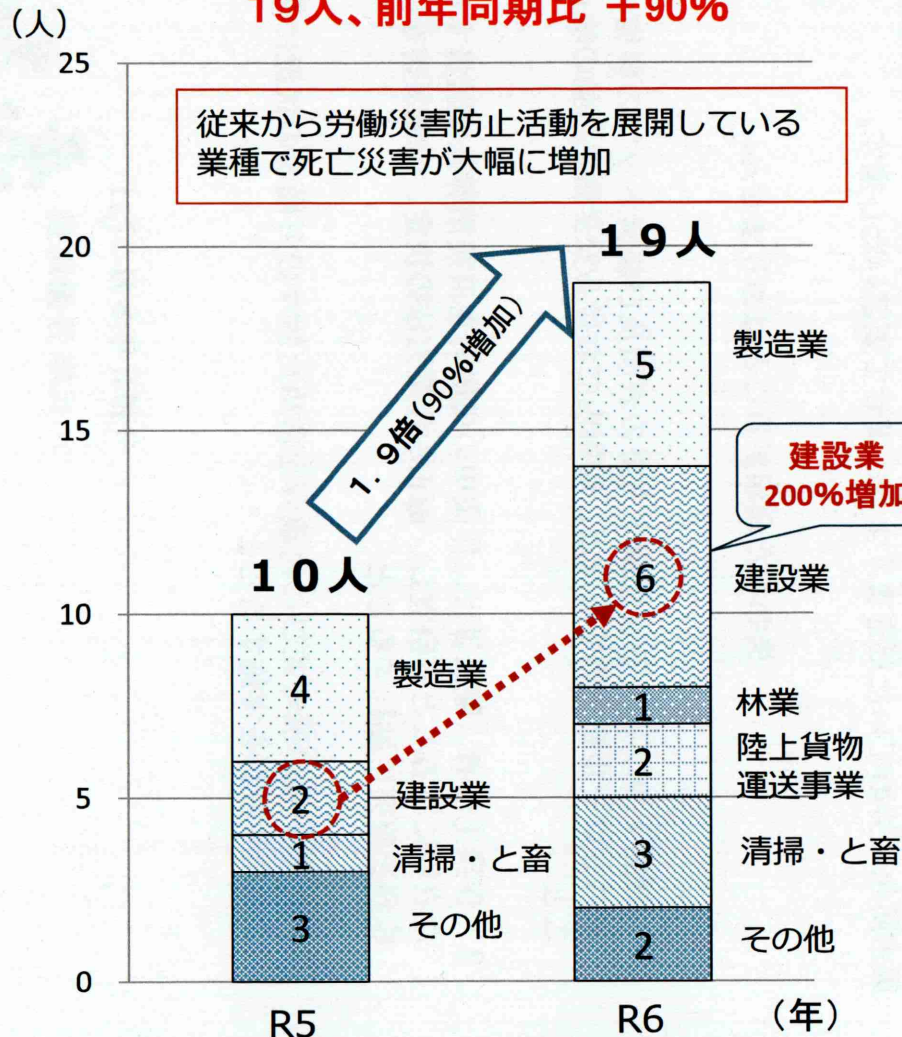
赤松俊彦

令和6年（1月～7月）労働災害発生状況（速報値）

※ 令和6年1月1日から令和6年7月31日までに発生した労働災害について集計したもの。

死亡災害

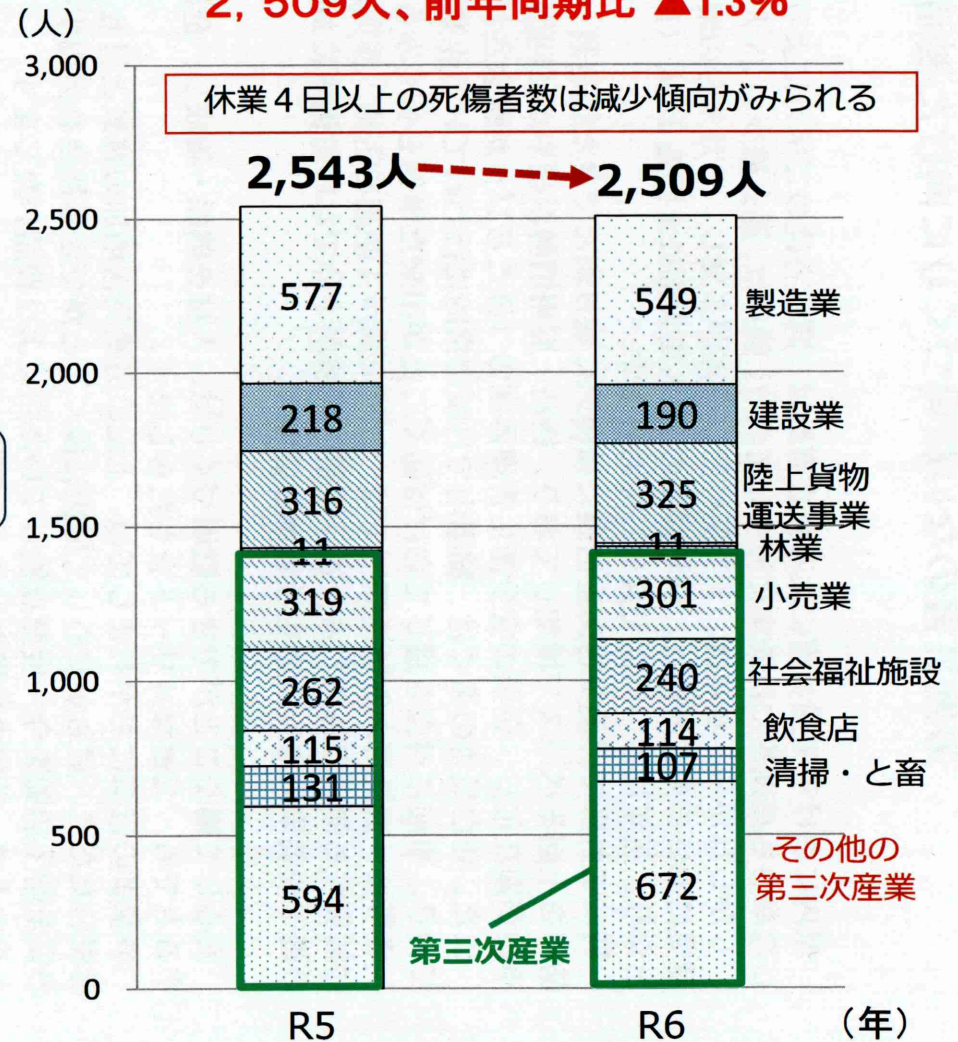
19人、前年同期比 +90%



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害

2,509人、前年同期比 ▲1.3%



出典：労働者死傷病報告

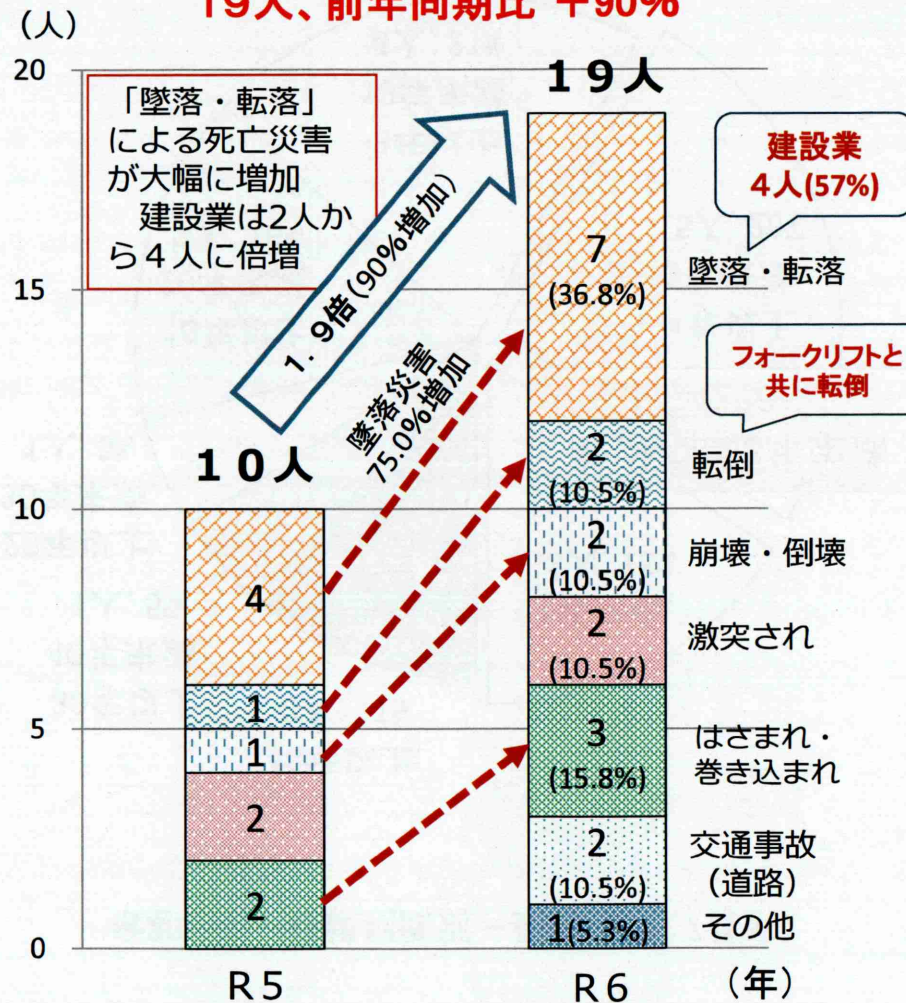
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

令和6年（1月～7月）労働災害発生状況（速報値）

※ 令和6年1月1日から令和6年7月31日までに発生した労働災害について集計したものの。

死亡者数

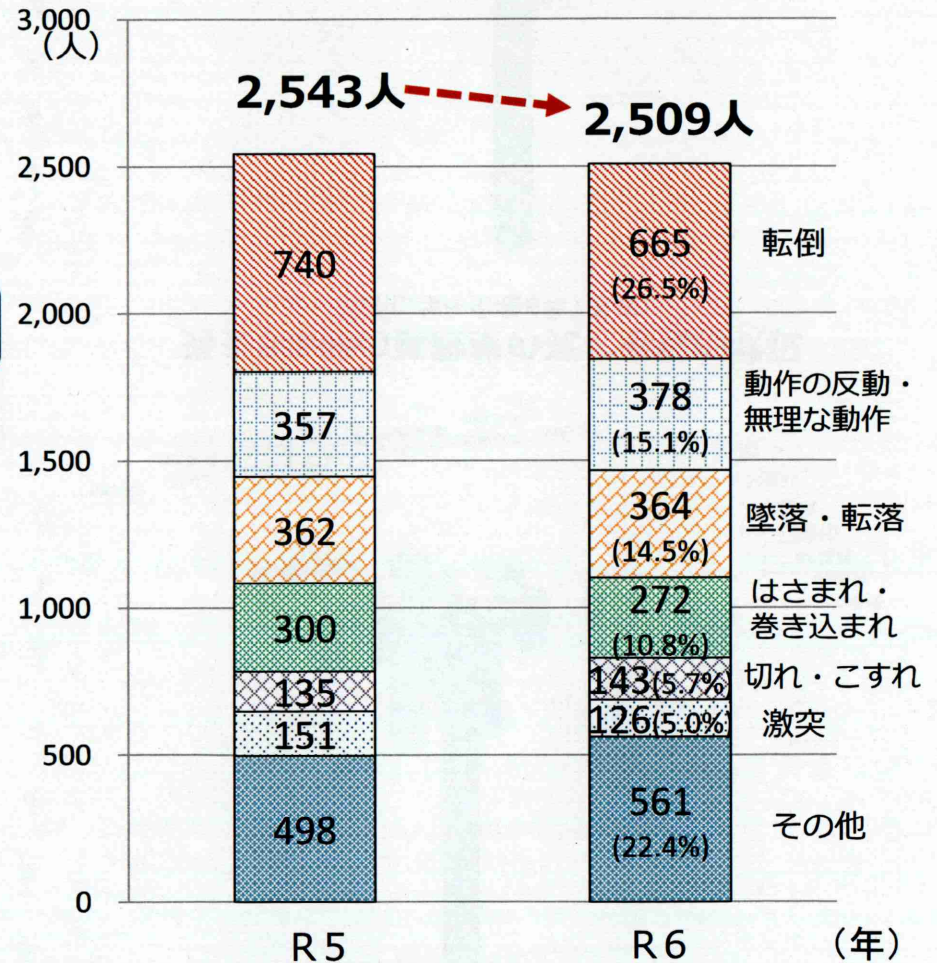
19人、前年同期比 +90%



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷者数

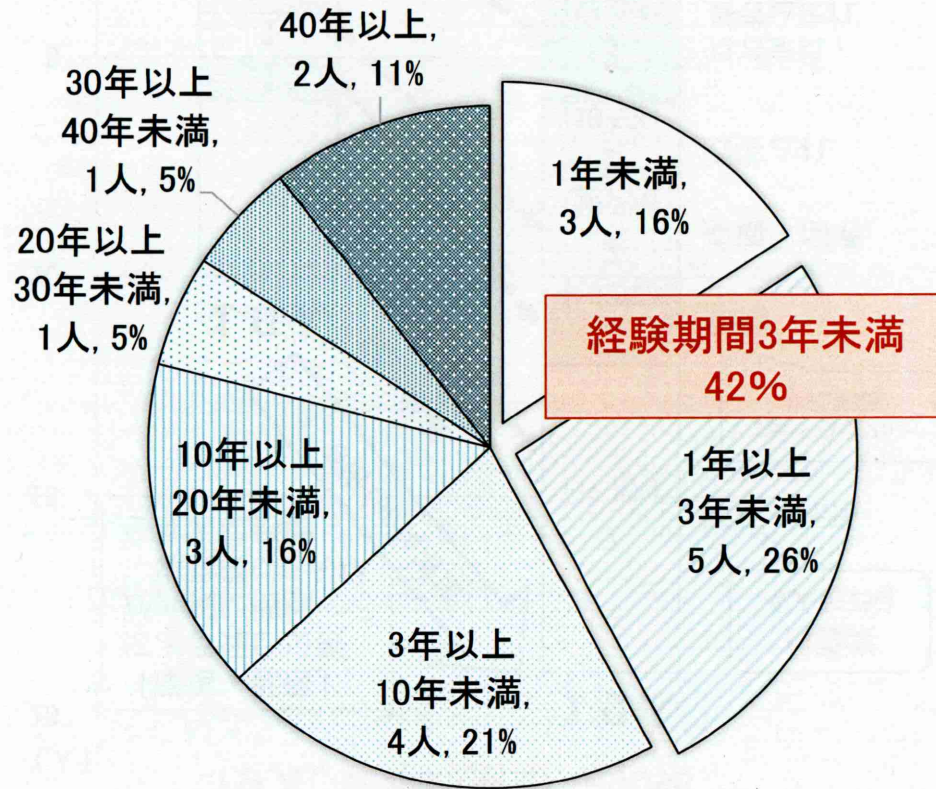
2,509人、前年同期比 ▲1.3%



出典：労働者死傷病報告

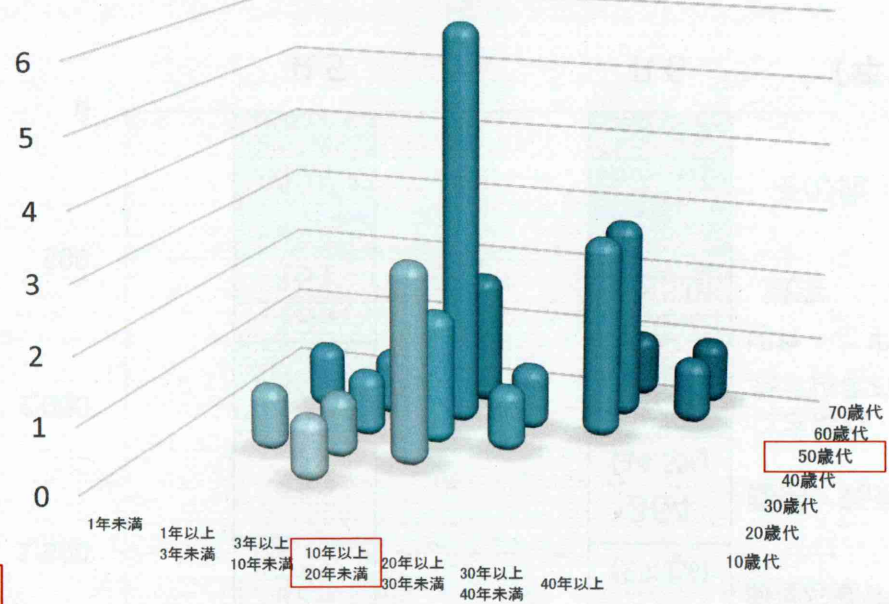
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

令和6年—経験期間別—死亡者数(7月末)



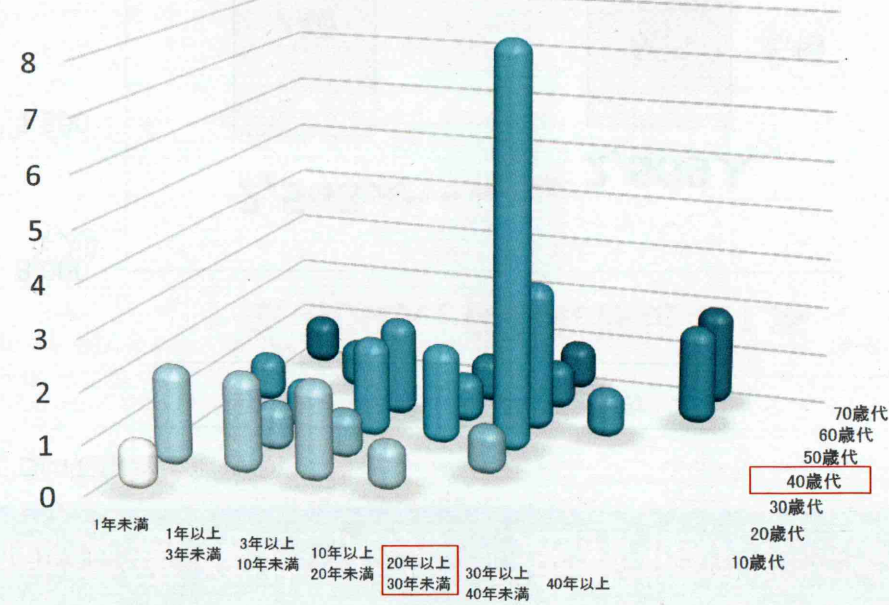
過去5年間の製造業の死亡者数の状況

(令和2年～令和6年7月末)



過去5年間の建設業の死亡者数の状況

(令和2年～令和6年7月末)



令和6年死亡災害発生概要 (令和6年10月31日現在)

件数	署整理番号		災害発生		業種		年齢	職種	事故の型	起因物		発生状況概要
	署名	番号	月	時間	大分類	小分類				大分類	小分類	
1	神戸西	1	2月	10時台	清掃・と畜業	その他の清掃・と畜業	20歳代	作業員・技能者	おぼれ	環境等	水	被災者は、水槽内の清掃作業のため、水深約7mの潜水業務を行っていた。作業開始後、1時間程度経過したところ、タンク上部で待機していた連絡役が、被災者からの呼吸音（水中電話にて）が聞こえなくなったことから救命要請し救助活動を行ったところ、マスクが外れている被災者が水中で発見され、死亡が確認された。
2	相生	1	2月	9時台	清掃・と畜業	その他の清掃・と畜業	40歳代	ゴミ収集員	交通事故（道路）	物上げ装置・運搬機械	トラック	被災者が一人でパッカー車（AT車）を運転し、道路上にパッカー車を停車させて約8m離れた場所のゴミ収集箱へ徒歩で向かうため降車したところ、無人の状態のパッカー車が前方へ動き出したため、被災者は運転席のドアを開けて停止させようとしたが、右側前輪が側溝に脱輪し、民家の塀にドアが接触して閉まり、ドアと運転席乗り込み口の車体との間に頭部等をはさまれた。
3	加古川	1	3月	11時台	建設業	その他の土木工事業	50歳代	土工	崩壊・倒壊	環境等	地山、岩石	私鉄線路沿いの法面の石積みを補強する工事において、擁壁の基礎部分として打ち込まれた杭周辺の土を整備する作業をスコップを用いて2名の労働者が行っていたところ、法面の石積みが崩壊し、1名は左脚が土砂に埋まったが、別の1名が全身が土砂に埋まって死亡した。
4	相生	2	3月	11時台	林業	木材伐出業	60歳代	作業員・技能者	崩壊・倒壊	環境等	立木等	山林において、椎茸の原木の採取及び作業道を作るため、被災者一人でチェーンソーを用いて、朴木に受け口を作り、追い口を作っていたところ、幹が縦方向に割れ、予定していない伐倒方向に倒れたため、倒れた朴木の下敷となり被災したものの。
5	神戸西	2	3月	9時台	建設業	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	10歳代	とび工	墜落・転落	仮設物、建築物、構築物等	開口部	被災者は足場最上段にクランプを運んだ後、作業指示者へ次の指示を聞くために近づいたところ、足場ステージ上に荷揚げ用に設けられた開口部に気が付かず、約2.5m下まで墜落したものの。
6	西脇	1	4月	11時台	運輸交通業	一般貨物自動車運送業	30歳代	事務員	転倒	物上げ装置・運搬機械	フォークリフト	被災者は、フォークリフトを用いて作業ヤードに搬入された荷を、ヤード内各所に移動させる作業を行っていた。荷を卸して次の荷を運ぶため、フォークリフトで後進していたところ、バックレストが上方まで上がっていたため、近傍の装置にバックレストが接触し、フォークリフトが転倒した。被災者はフォークリフトの運転席から投げ出され、フォークリフトの下敷きとなったものの。
7	神戸西	3	4月	11時台	建設業	土地整理土木工事業	40歳代	土工	墜落・転落	動力機械	締固め用機械	宅地造成地において、被災者は現場内の工事用仮設道路をロードローラー（締固め用機械）を運転して別の転圧作業場所へ移動中、下り坂（傾斜約16度）に差し掛かった時、左前輪が法肩から脱輪し、高さ約3.5m（法面長さ7m）勾配30度の傾斜からロードローラーと共に転落し、運転席から投げ出され、被災したものの。

令和6年死亡災害発生概要 (令和6年10月31日現在)

件数	署整理番号		災害発生		業種		年齢	職種	事故の型	起因物		発生状況概要
	署名	番号	月	時間	大分類	小分類				大分類	小分類	
8	姫路	1	5月	14時台	製造業	機械(精密機械を除く)器具製造業	40歳代	その他の一般機械器具組立工	激突され	物上げ装置・運搬機械	クレーン	工場内で製作中のホッパー(高さ2.1m、幅3.8m、質量2.0t)のボルトを外して本体を2分割し、その1つを移動させるためクレーン運転者1名が天井クレーンを操作して手前側をつり上げた。当該運転者は荷をつり上げたまま運転位置を離れ、もう1台の天井クレーンを操作して当該ホッパーの奥側をつり上げたところ、吊荷が振れ、傍に置いてあるつり上げていないもう1つの本体に接触し、さらに近傍で待機していた被災者へ接触したことにより死亡したものの。
9	神戸東	1	4月	11時台	運輸交通業	一般貨物自動車運送業	60歳代	運転者	はさまれ、巻き込まれ	物上げ装置・運搬機械	トラック	被災者は、荷卸しを終えた海上輸送用の空コンテナを回収するため、トレーラーヘッドを運転し、コンテナが搭載されたシャーシ(荷台)に接続した。その後、被災者は運転席を離れ、シャーシのアウトリガーを収納する作業を行っていたところ、突然トレーラーが前進を始めたため、慌ててトラックの前面に回り込み前進を止めようとしたもののトレーラーは止まらず、トレーラーの進行方向にあった別のトラックとの間に挟まれたもの。
10	姫路	2	6月	9時台	建設業	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	30歳代	作業員・技能者	墜落・転落	仮設物、建築物、構築物等	建築物、構築物	スーパーマーケットの跡地において、電柱(高さ約10m)の根元から約50cmの位置に亀裂が認められたため、事業主及び労働者2名で当該電柱の撤去作業を開始した。被災者が電柱に登り、重機で電柱を引き倒すためのワイヤーを電柱の頂部付近に取り付ける作業をしていたところ、亀裂部分から電柱が折れ、命綱を電柱に取り付けていた被災者は地上約6mの高さから電柱と共に地上に墜落したものの。
11	相生	3	6月	14時台	畜産・水産業	畜産業	50歳代	作業員・技能者	墜落・転落	物上げ装置・運搬機械	フォークリフト	被災者はフォークリフトを運転し、おがくずが入った容器を工場内に運んだ後、建屋内部からフォークリフトを後退させて屋外へ出ていたところ、法面の路肩から3.2m下の畑にフォークリフトごと転落し、運転席から投げ出された被災者がフォークリフトの下敷きになったもの。
12	淡路	1	6月	13時台	建設業	電気通信工事業	60歳代	電工	墜落・転落	その他の装置等	はしご等	被災者は、高所にあるテレビ引き込み線を切断するため、地上6m以上の位置に張られたワイヤーに移動はしごを立て掛け、地上から約4mの位置まで上り、はしごの踏み足を足場代わりとして、立った姿勢で引き込み線を切断していたところ、体勢を崩し、地上に墜落したものの。
13	神戸西	4	6月	1時台	建設業	電気通信工事業	20歳代	電工	交通事故(道路)	物上げ装置・運搬機械	トラック	不具合が発生した道路上の開閉器の改修工事において、配電柱上の昇圧器を止める作業の準備のため、片側2車線の道路に作業車2台を縦列に駐車し、周辺にラバーコーンを設置していたところ、後方から走行してきた2トントラックが警備員の誘導に従わず、駐車中の作業車及び被災者に接触し、当該トラックの貨物扉のノブに被災者の墜落制止器具のランヤードが引っ掛かり、約40m引きずられたもの。
14	淡路	2	5月	16時台	製造業	その他の食料品製造業	60歳代	管理者	墜落・転落	荷	荷姿の物	倉庫内で一人、製品原料が入った内装袋を段ボールケースから取り出す作業等を行っている被災者が倉庫外の屋外通路をふらついて歩いているところを同僚が発見したため、病院へ搬送したが、頭部を打撲していたため死亡したものの。倉庫内の段ボールケース上面(床面からの高さ約1m)には靴跡があった。

広報用

令和6年死亡災害発生概要 (令和6年10月31日現在)

件数	署整理番号 署名番号	災害発生		業種		年齢	職種	事故の型	起因物		発生状況概要
		月	時間	大分類	小分類				大分類	小分類	
15	伊丹 1	7月	2時台	製造業	機械(精密機械を除く)器具製造業	30歳代	針金製品・針・ばね製造工	激突され	物質・材料	金属材料	鋼線の熱処理を行うラインにおいて、供給している鋼線が断線したため、被災者は切れた鋼線の接続作業を行っていたところ、鋼線の末端がはねあがり、被災者の頸部を切ったため、死亡したもの。
16	姫路 3	6月	13時台	その他の事業	その他の事業-その他	70歳代	その他の職種	墜落・転落	その他の装置等	はしご等	建屋内において、被災者を含む2人の作業員が脚立を用いて祭祀で使用する飾りつけ(直径:2.9m、重量:180kg)の製作を行っていたとき、被災者は仮台に固定された飾りつけを外すため、脚立の上から2段目の踏面上(床面からの高さ:約1.7m)に立って作業をしていたところ、脚立から墜落してコンクリートの床面で頭部を打ち、死亡したもの。
17	伊丹 2	7月	16時台	製造業	紙加工品製造業	30歳代	作業員・技能者	はさまれ、巻き込まれ	動力機械	その他の一般動力機械	被災者は購入した紙製品の中に異物が混入していないか検査機で検査していたところ、被災者の身体の一部が検査機の巻取り側のロールの回転軸に巻き込まれたため、被災したもの。
18	神戸西 5	7月	16時台	製造業	機械修理業	70歳代	機械修理工	はさまれ、巻き込まれ	物上げ装置・運搬機械	コンベア	被災者は出張先において、コンクリート製品等の骨材製造で使用するサイロの下部に設置されたホッパーの補修と振動装置の修理工事を行っていたとき、ホッパーの下部に設置されたベルトコンベヤーは異常を感知して自動停止していたが電源は切っていなかったため、突然当該コンベヤーが動き出し、コンベヤーの上に乗って作業していた被災者がコンベヤーのローラー部分とホッパーの底部との間に挟まれたもの。
19	神戸西 6	7月	11時台	清掃・と畜業	産業廃棄物処理業	40歳代	作業員・技能者	転倒	物上げ装置・運搬機械	フォークリフト	事業場敷地内の屋外作業場で、被災者はバックカン(金属製の産業廃棄物用ボックス)をフォークリフトの爪に差し込み、地上から約3.75mの位置まで上げて、重心が高い状態で後進させていたところ、車体のバランスを崩し、車体左側に横転した。被災者はその反動で運転席から投げ出され、ヘッドガードと地面にはさまれ被災したもの。
20	尼崎 1	8月	13時台	農業	農業	50歳代	作業員・技能者	墜落・転落	その他の装置等	はしご等	被災者を含め3名の労働者が戸建住宅の庭木剪定作業を午前中から行っており、午後からは被災者が玄関先の生垣の剪定作業を、他の労働者2名が玄関横の植栽の剪定作業を行っていたが、玄関先の方向で大きな物音を聞いた他の労働者が玄関先に行ったところ、玄関先の道路に設置されていた脚立(天板高さ2.8メートル)下の道路上で倒れている被災者を発見した。被災者は保護帽を着用していなかった。
21	神戸東 2	3月	10時台	清掃業	ビルメンテナンス業	70歳代	作業員・技能者	墜落・転落	動力機械	その他の一般動力機械	被災者は作業場である市場内のごみ処理施設建屋において、ダンボール圧縮機(以下、圧縮機という。)の投入ホッパーにフォークリフトで使用済みダンボールを投入する作業の補助を圧縮機上で行っていたが、その後、圧縮機下の作業床で倒れている状態で同僚に発見された。その後、被災者は入院加療中であったが死亡したもの。

広報用 令和6年死亡災害発生概要 (令和6年10月31日現在)

件数	署整理番号 署名 番号	災害発生		業種		年齢	職種	事故の型	起因物		発生状況概要
		月	時間	大分類	小分類				大分類	小分類	
22	相生 4	8月	10時台	製造業	その他の金属製品製造業	50歳代	作業 者・技能者	飛来・落下	物上げ装置 ・運搬機械	クレーン	被災者は、H鋼を出荷するための仕分け作業を行っていたところ、運転していたホイスト式天井クレーン（つり上げ荷重2.83トン）のフックにつり下げていたつりクランプが積み上げられたH鋼に引っ掛かり、H鋼3本が落下して被災者に当たったもの。その後、被災者は入院加療中であったが死亡したもの。
23	加古川 2	9月	14時台	建設業	上下水道工事業	60歳代	土工	崩壊・倒壊	環境等	地山・岩石	交差点内にかかる下水道管布設工事において、約2.5メートル四方、深さ約3メートルの立坑内で作業員3名が作業を行っていたところ、工事のため切断した水道管からの水により湿潤した掘削面が崩壊し、立坑内に土砂が流入した。そのため作業員2名が土砂に埋まり、内1名が翌日死亡したもの。
24	西宮 1	9月	9時台	運輸交通業	一般貨物自動車運送業	40歳代	貨物自動車運転者	交通事故 (道路)	物上げ装置 ・運搬機械	トラック	被災者は、2トントラックを運転し、坂道を後進して配送先前で停車させた。その後、降車してタイヤに輪止めをしようとした際、トラックが逸走を始めたため、停止させようとして運転席のドアにしがみついたまま並走したところ、トラックと民家の壁に挟まれ死亡したもの。
25	姫路 4	10月	15時台	その他の事業	警備業	40歳代	警備員	交通事故 (道路)	物上げ装置 ・運搬機械	トラック	片側2車線の道路脇にある柵の補修工事において、左側1車線を工事現場から約50メートル手前より規制し、規制区域内に3両の工事車両を停車させていたところ、右側車線から走行してきた4トンユニック車（トラッククレーン）が当区域内に侵入してきたため、交通誘導を行っていた被災者が撥ねられ死亡したもの。
26	尼崎 2	10月	10時台	その他の事業	その他の事業 -その他	50歳代	作業 者・技能者	墜落・転落	仮設物、建築物、構築物等	屋根、はり、もや、けた、合掌	被災者は、一人作業で工場内に設置されたキュービクル式高圧受電設備及びソーラーシステムの保守点検を行っていたところ、約5メートルピッチで取り付けられている天井の「明かり取り窓」を踏み抜き、約17メートル下のコンクリート床に墜落したもの。
27	姫路 5	10月	9時台	建設業	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	20歳代	とび工	感電	その他の装置等	送配電線等	工場建屋の外周に設置した足場の解体作業のため、被災者が建屋の屋根上で足場の建地材を取り外そうとしたところ、建屋への引込線（活線100ボルト）の被覆が剥がれ、導体に右上腕部が接触し、感電したもの。